

議案第 8 4 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険条例（平成18年四万十町条例第87号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「39万円」を「40万 4 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 4 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。